

## 議第226号

### 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例（平成12年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項第1号の表中「11,000」を「11,900」に、「22,100」を「23,900」に、「77,200」を「83,400」に、「44,100」を「47,600」に、「110,000」を「119,000」に、「221,000」を「239,000」に改め、同項第2号の表中「560」を「600」に、「5,600」を「6,000」に、「660」を「710」に、「6,600」を「7,100」に、「880」を「950」に、「8,800」を「9,500」に、「1,100」を「1,190」に、「11,000」を「11,900」に、「1,320」を「1,430」に、「13,200」を「14,300」に、「1,540」を「1,660」に、「15,400」を「16,600」に、「440」を「480」に、「530」を「570」に、「700」を「760」に、「1,060」を「1,140」に、「1,240」を「1,340」に改め、同項注4中「第2条」を「第2条第1号」に改め、別表第2項第1号の表中「6,300」を「6,800」に、「9,730」を「10,500」に、「12,600」を「13,600」に、「19,400」を「21,000」に、「25,100」を「27,100」に、「44,600」を「48,200」に、「68,700」を「74,200」に、「89,500」を「96,700」に、「39,000」を「42,100」に、「50,400」を「54,400」に、「63,000」を「68,000」に、「97,300」を「105,000」に、「126,000」を「136,000」に、「194,000」を「210,000」に、「251,000」を「271,000」に改め、同項第2号の表中「220」を「240」に、「350」を「380」に、「500」を「540」に改め、別表第3項第1号の表中「780」を「840」に、「560」を「600」に改め、同項第2号の表中「2,170」を「2,340」に、「3,550」を「3,830」に、「4,240」を「4,580」に、「1,260」を「1,360」に、「1,830」を「1,980」に、「2,060」を「2,220」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。